

久住高原農業高校へのコミュニティ・スクール導入について

1 コミュニティ・スクールについて

○根拠：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6第1項（平成29年改正）

「法第47条の6第1項の規定により、（中略）保護者、地域の住民等の学校運営への参画並びにこれらの者による学校運営の支援及び協力を促進することにより、これらの者と学校との間の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに生徒、児童及び幼児の健全育成に取り組むという目的を達成するため、教育委員会の定めるところにより、協議会を置く。」

○導入状況（平成30年4月段階）

・高等学校 全国 383校 九州51校

〈参考〉

小中学校 全国4757校 県192校（H30 50.7%）

2 久住高原農業高校への導入について

○背景

- ・三重総合高校久住校の本校化に向けて、地元農業関係者や竹田市行政職員などを委員とする「本校化に係る準備委員会」が発足し、竹田市による学生寮の建設をはじめとして、久住高原農業高校の開校に向けて保護者や地域住民等による学校運営への参画等が進んでおり、コミュニティ・スクールを導入する支援体制が整っている。
- ・地元竹田市の移住施策と連携して全国募集を推進するため「夢を語り、夢を創り、夢を実現する高校」を学校ビジョンに掲げ、生徒の健全な育成や地域に根ざした学校づくりについて、地域資源を有効に活用した具体的な取組を計画している。

○具体的なミッション

- ・特色ある教育活動の展開（経営計画、教育課程など）
- ・企業・農業法人・地元農業関係者や大学等との連携
- ・全国募集などの定員確保に関する支援
- ・竹田市設置の学生寮の円滑な運営

3 今後の予定

H31年 2月 第1回教育委員会 協議、第2回教育委員会 付議
4月1日 設置、学校運営協議会開設

久住高原農業高校コミュニティ・スクール(案)

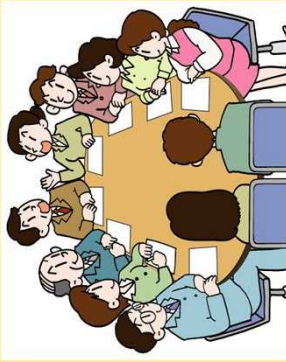
県教育委員会

- 学校運営協議会の設置
- 委員の任命

学校運営に関する意見
人事に関する意見

- 学校運営協議会の意見を尊重

学校運営協議会



(委員)
学識経験者
大学関係者
農業関係者
地域関係者
地元小中学校
同窓会
PTA

(協議)
学校運営や
寮など必要
な支援に関
すること

【具体的なCSのミッション】

- ①特色ある教育活動の展開（経営計画、教育課程など）
- ②企業・農業法人・地元農業関係者や大学等との連携
- ③全国募集などの定員確保に関する支援
- ④竹田市設置の学生寮の円滑な運営

等

学校

- 学校運営の基本方針
・経営計画
・教育課程 等

- 学校運営・教育活動

説明

承認

説明

意見

説明

意見

地域・保護者等

- 地元農家ファームステイなどの農業体験研修の開発
- 農業関連企業や地域農業関係者等による農業経営に関わる講演・技術指導
- 定員確保に向けたネットワークの構築
- 小中学校への出前授業などによる小中高の連携

等